

令和7年度 国立市立国立第三中学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。生徒の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	・子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出（教育目標の実行） ・構成的グループエンカウンターを活用した望ましい人間関係の形成	・「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知（学校いじめ対策委員会） ・子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知（三者面談実施、校内巡回等） ・「学校いじめ対策委員会」（毎月1回実施）を核とした対応の徹底（迅速な情報共有、事実関係の確認、指導方針、対応方針の検討） ・所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	・重大事態発生時の判断（管理職、学校いじめ対策委員会、緊急職員会議） ・「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告（国立市教育委員会いじめ問題対策委員会、国立市いじめ問題調査委員会、緊急保護者会）
生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動	・子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成（スクール・バディ活動）	・子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築（教育相談体制の充実、スクール・バディによる相談活動）	
教員の指導力の向上と組織的対応	・教職員の意識向上と組織的対応の徹底（年3回以上の校内研修〈うち1回は、いじめ重大事態について〉、OJT研修） ・いじめを許さない指導の充実（道徳授業・人権教育の推進、SNS三中ルールの確認、年3回以上のいじめ防止授業の実施）	・全ての教職員による子供の状況把握（年3回アンケート実施、生徒情報共有シートの活用） ・重大事態につながらないようにするための対応（学年集会、全校集会）	・被害の子供の安全確保、不安解消のための支援（SC、SSWによるケア）
保護者・地域・関係機関との連携	・保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成（保護者会、三者面談、道徳授業地区公開講座、セーフティ教室等の実施）	・保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報（PTA、学校関係者評価委員会等） ・被害生徒が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応（SC、SSW、関係機関等との連携） ・加害生徒の行為の重大性の程度に応じた指導（関係機関等との連携）	・加害の子供の更正に向けた指導及び支援（関係機関等との連携） ・他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決（PTA、青少年地区育成会、民生・児童委員等）

学校でのいじめ防止等のための組織

